

付録2 令和3年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に係属した事件77件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道令和2年(調)第1号事件	石油物流基地からの騒音等被害防止請求事件	2. 10. 19	北海道住民1人	石油元売会社 石油物流基地管理会社	被申請人の事業場の事業活動によって生じる悪臭のほか、石油タンクの解体や修繕等の工事によって生じる騒音・粉塵・振動により、健康被害を受けているため。よって、被申請人は、(1)悪臭等の原因となる自家発電機・ポンプ設備の稼働を停止し、検査等による稼働など、やむを得ない場合は稼働予定について事前連絡すること。(2)騒音の原因となる建物の解体等の工事は、実施時期・時刻に配慮し、事前に通知すること。(3)建物の解体等の工事の実施に当たっては、悪臭・騒音等への対策を講じること。(4)石油タンク解体工事を行う場合、関係者に対して説明会を実施すること。(5)被申請人が計画している申請人自宅との境界線上の壁設置は行わないこと。(6)工事によって生じた被害については、全額賠償すること。(7)これまでに生じた被害に対する損害賠償として、被申請人は申請人に対して金500万円を支払うこと。	4. 2. 14	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
2	北海道令和3年(調)第1号事件	診療所からの騒音被害防止請求事件	3. 2. 17	北海道住民1人	医療法人	申請人は、被申請人の診療所の屋外に設置されたエアコンの室外機からの騒音により睡眠不足等の健康被害及び精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けているため。よって、(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の診療所に設置しているエアコン室外機からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、エアコンの運転時間を午前8時から午後7時までとし、それ以外の時間帯及び診療所の休診日のエアコンの運転を行わないこと。(3)上記の措置をとらない場合、被申請人は、令和3年12月31日までに診療所を所在地から移転すること。	3. 4. 23	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
3	北海道令和4年(調)第1号事件	食肉加工工場からの振動被害防止請求事件	4. 1. 24	北海道住民1人	食肉製造会社	ミート工場の開業後、約1年後の令和2年春頃、下から突き上げるような低周波の機械的な振動を昼夜感受し、特に就寝中振動を感受し不眠が続き、令和3年3月10日に振動の防止をお願いしたが、現在も低周波振動の感受が続き心身に変調を来しているため。よって、(1)被申請人ミート工場からの低周波振動の感受があり、振動の防止をすること。(2)就寝中、目が覚め低周波振動を感受し不眠になることがないようにすること。			
4	青森県令和2年(調)第1号事件	有料老人ホームからの騒音被害防止請求事件	2. 11. 19	青森県住民1人	有料老人ホーム運営会社	被申請人は平成30年12月から、自らが営む有料老人ホームAの建物西側に設置しているエアコン室外機から騒音(低周波音)を発生させており、申請人はエアコン室外機から発生される低周波音により睡眠障害、めまい、圧迫感等の身体的、精神的苦痛を受けている。平成31年3月に被申請人により間仕切壁が設置されたが低周波音は残ったままであり、低周波音の対策を講ずるよう被申請人に幾度も依頼したが進展がなく、役場へ状況確認してもらったところ、被申請人からはこれ以上の処置はしない旨の回答があった。よって、被申請人が営む有料老人ホームAに設置しているエアコン室外機を南東側に移設すること。	3. 6. 17	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
5	宮城県令和2年(調)第1号事件	温泉施設からの騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	宮城県住民3人	温泉施設経営会社	申請人は本件鉱泉地の管理者に対して白煙、騒音及び漏水に関する損害への対策を講じるよう求めたが、管理者が転々としたことから何ら対策が講じられてこなかった。被申請人が管理するようになったが改	4. 3. 11	調停打切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						善は認められず、損害が発生し続けた。よって、(1)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償を支払うこと。(2)被申請人は、本件鉱泉水より発生する白煙を防止するための効果的な白煙防止対策を講じること、(3)本件鉱泉水より発生する騒音を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること、(4)本件鉱泉水より漏水する源泉を防止するための効果的な漏水防止対策を講じること。			みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
6	宮城県令和3年(調)第1号事件	倉庫からの騒音振動被害防止等請求事件	3. 2. 19	宮城県住民1人	小売業会社	申請人は、被申請人が本件倉庫から発生させた騒音・振動により、苦しめられ続けている。とりわけ、本件倉庫の周辺が静まりかえる午後9時頃から午前7時頃までの間は、受忍限度を著しく逸脱した筆舌に尽くし難い苦痛を被っているため。よって、被申請人は、本件倉庫から発生している低周波音その他の騒音、ユニットクーラーのモーターその他の振動を可能な限り低減するために必要な万全の措置を講じること。			
7	福島県令和3年(調)第1号事件	火力発電所からのばいじん被害損害賠償請求事件	3. 6. 25	福島県住民1人	電力会社	申請人は、自宅を平成29年10月頃に新築したが、平成30年6月頃、A社B発電所から発生した降下物が飛散し、申請人宅に降下したことにより、建物に変色が生じた。被申請人は、建物の清掃や玄関アプローチ等への保護材の塗布等の修繕を行ったが、変色は残存しており、申請人は、新品への交換による修繕を希望し、その費用を支払うよう求めている。これまで、代理人弁護士を介して、被申請人と直接交渉していたが、合意に至らなかった。よって、被申請人は、申請人に対し、家屋の修繕費用として1,800万8,304円、弁護士費用として180万円及び本調停費用を支払うこと。			
8	茨城県令和3年(調)第1号事件	物流倉庫からの振動防止等請求事件	3. 2. 12	茨城県住民1人	運輸・物流会社	被申請人事業場からの振動及び騒音の発生により、穏やかな生活をする環境が奪われたことやトラックがいつ来るか分からない不安等により、精神的苦痛、睡眠を妨げられたことによる身体的苦痛を受けているため。よって、被申請人は、(1)振動及び騒音をなくし日々平穏な生活ができるような環境に戻すこと。そのためにはa)業務時間を平日9時から17時までにする。b)業務日を月曜日から金曜日までの平日のみにする。c)年末年始の期間(毎年12月30日から1月3日まで)は業務をしない日にする。d)上記a)b)c)以外は、申請人と被申請人双方の合意ができない場合は業務をしないこと。e)物流倉庫の申請人宅側の面に鉛入り防音シートと吸音シートを設置すること。f)床全面に防振効果が見込める厚さ5ミリメートル以上で塗装等を施すこと。効果がなくなったとき及び5年ごとに塗り替えを実施すること。塗装の施工後に年月日が記載された写真を提供すること。g)配達車全車両に荷物の重量に見合った厚さ5センチ以上の防振マットを荷室全面に設置すること。h)荷物を物流倉庫床面で取り扱う時は荷物の重量に見合った厚さ5センチ以上の防振マットを床面に設置しその上でのみ取扱いをすること。i)カゴ車には荷物の重量に見合った厚さ5センチ以上の防振マットを設置しその上に荷物を載せること。j)配達車、カゴ車及び床面で使用する防振マットには購入年月日を記し、2年ごとに新品と交換すること。k)トラックの	3. 7. 6	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						<p>パワーゲートと物流倉庫床面が接地する箇所には防振ゴム等で防振するとともに作業時には補助部品等を境界面に設置して作業すること。l)トラックからカゴ車を降ろすときは二人以上で作業し、カゴ車車輪が物流倉庫床面に接地する前に一度完全に停止させること。m)トラックにカゴ車を載せる時は二人以上で作業し、勢いをつけて載せるようなことをしないこと。必要であればウィンチ等を使用すること。n)全車両の全てのドアはラッチやヒンジ等に潤滑剤等を塗布して軽く締められるようにすること。または電動化すること。o)手で扱う荷物等は、荷物の荷重が完全にテーブル等に移行するまで力を抜かないこと。軽い荷物であっても投げたり落としたりしないこと。p)計量器を用意し、荷物を置くときに荷物重量の最大値で1.2倍以上が計量器に加わらないように荷物を置く訓練をすること。q)シャッターは開閉時における異音が発生しないように常時メンテナンスをすること。r)物流倉庫内に、正確な時間と作業状況がよく分かるようカメラを複数台設置し映像及び音を常時記録すると同時に、振動を常時測定できるものを最低1台設置すること。申請人から要求があったときに映像、音及び振動の情報が得られなかった場合は情報が得られない時間につき損害金を支払うこと。納得できる理由書を提出すること。s)申請人が上記r)の設置状況確認を要求したときはいつでも物流倉庫内への立入りを許可し状況を報告すること。t)作業時は振動及び音の発生がないように今まで以上に十分に注意を払い作業をすること。u)申請人宅及び周辺の狭い公道にトラックを駐停車しないこと。v)上記にある全てを実施しても振動及び音の発生によって睡眠が妨げられる場合は物流倉庫全体に専門業者による有効な方法をもって防振及び防音対策を施すこと。(2)申請人の精神的苦痛や身体的苦痛に対して損害賠償として金500万円の支払いを求める。</p>			
9	栃木県令和3年(調)第1号事件	鉄スクラップ等解体・輸業者からの騒音・振動・悪臭被害防止等請求事件	3. 6. 21	栃木県住民5人	鉄スクラップ等解体・輸業者	<p>申請人は、日曜祝日関係なく、早いときで早朝5時半頃から、トレーラーやコンテナ車などの大型車両が、自宅前の町道を通り、それらが通過する度に、自宅が地震でも来たかのように揺らされる。大型重機でスクラップの積卸しをしているため、金属音・重機音による騒音・振動が激しい。A社が隣で作業するようになってから、油系の悪臭が年中漂う。上記による振動・騒音・悪臭により、頭痛や胃痛、精神的苦痛により家族に体調不良者が出ている。病院に通う者も出ている(医師の診断書あり)。自家用車には、大量の鉄粉付着により損害が出ている。自宅西側1階・2階の窓にも鉄粉が付着している(実証実験済)。また、近隣のB社の太陽光パネルも確認したところ、鉄粉が付着していた(B社太陽光パネルの担当者の方、鉄粉付着確認済)。A社が作業することにより、鉄粉が飛散していることが言える。これらのことから申請を行うものである。よって、(1)現在も、騒音・振動・悪臭が改善されないまま続いているため、撤退してもらいた</p>	3. 12. 2	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						い。(2)人的損害賠償として、申請人1人につき1,000万円を請求する。(3)自家用車への鉄粉付着による損害賠償907,500円を請求する。			
10	栃木県令和3年(調)第2号事件	住宅用給湯・空調設備からの騒音被害防止請求事件	4. 3. 2	栃木県住民1人	栃木県住民1人	申請人は、夜から早朝において、被申請人宅東側に設置されている設備(ヒートポンプユニット及び貯湯ユニット、エアコン室外機2台)から発生する騒音(低周波音を含む)により不眠になり、また、頭痛、めまい、耳鳴り及び動悸などの体調不良に悩まされているため。よって、(1)被申請人宅東側に設置されている以下の設備の移動①ヒートポンプユニット及び貯湯ユニット②エアコン室外機2台。(2)(1)の設備の21:00～6:00における使用禁止を求める。			
11	埼玉県令和3年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う騒音等損害賠償請求事件	3. 3. 11	埼玉県住民1人	市(代表者市長)	申請人は精神科に(平成4年8月から)29年間通院し、パニック障害、不安障害、神経過敏などで治療を受けている。被申請人が発注した工事(令和2年7月開始)の騒音及び振動は申請人の心身に多大な影響を与え、病状を悪化させ、服薬量も増加傾向にある。これ以上申請人の心身を悪化させるのを防ぐために、工事時間帯の騒音及び振動から逃げるために(令和2年12月10日から)物件を賃貸せざるを得なかった。申請人は自宅で仕事をしている生活であるため、今も自宅にて仕事ができるのを何より望んでいる。しかし、自らを守るために望まずに物件を借り、借りた物件にて仕事をしている。騒音及び振動から逃げるように避難する日々である。また、自身のみならず、次男(7歳)のためでもある。次男は聴覚過敏、触覚過敏などで、A市の発達相談センターに相談、フォローやアドバイスを受け、令和2年9月より学校生活でも配慮を頂いている。また、令和3年2月に医療機関の外来にて聴覚過敏、感覚過敏と診断された。土曜日、また、長期休暇で自宅にいることは彼の神経に著しい苦しみになるので、彼を守る必要性もある。なお、学童保育も土曜日のみ一時利用したが、平日の放課後、また長期休暇の時の利用者は100人超のため、先の特性により利用は困難である。望まずに借りなければならぬのは明らかに工事が要因であり、その発注者であるA市に騒音及び振動の回避等に係る費用(賃貸等に係る費用)の補償を求める。また、家賃の充當の要望期間は、令和2年12月から令和3年12月まで要望する(契約発生時に最低1年間の賃貸を求められているため。もしその前の退去の場合、家賃1か月分の違約金が必要)。若しくは、工事内容によっては騒音及び振動が収まり、体調が回復するまでとする。よって、工事の騒音及び振動の回避等に係る費用(賃貸契約(令和2年12月10日～3年12月9日まで(騒音等が収まり体調が回復するまで))した物件に係る初期費用の支払及び家賃等(治療費の補償、精神的慰謝料))を被申請人に求める。	3. 7. 13	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
12	埼玉県令和3年(調)第2号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	3. 3. 30	埼玉県住民1人	学校法人	申請人は、象の形状をした遊具による騒音により精神的苦痛を受けており、騒音発生時は無理に外出せざるを得ないことも多く、通常の生活を送ることができない。再三にわたり申し入れを行っているが無視されている。よって、被申請人は、騒音を発生させている、当該遊具を従来あった位置に戻さなければならない。	3. 7. 9	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
13	千葉県令和3年(調)第1号事件	ボイラーからの悪臭被害防止請求事件	3. 1. 18	千葉県住民1人	千葉県住民1人	被申請人が、冷暖房や風呂の湯沸かし等に使用している、灯油を燃料としたボイラーからの悪臭により、申請人及びその妻が痰や激しい咳等の健康被害に悩まされており、改善を求めているが聞き入れてもらえないため。よって、被申請人はボイラーを使用しないこと。	3. 4. 15	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
14	千葉県令和3年(調)第2号事件	コンクリート工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 7. 16	千葉県住民1人	コンクリート製造業	被申請人は、コンクリート工場を設置し、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、コンクリート運搬用のミキサー車を稼働させている。重機やミキサー車による騒音は、騒音規制法の規制基準を超過しており、在宅勤務や日常生活に影響を及ぼしており、生活妨害を受けているため。よって、被申請人は、騒音規制法が規定する基準内の騒音を厳守するための対策を講ずること。騒音対策ができない場合は、操業場所を変更すること。			
15	東京都令和元年(調)第1号事件	鉄道騒音防止請求事件	元. 5. 8	東京都住民8人	鉄道会社	申請人は、(1)騒音のため、会話ができないときがある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている、(2)申請人所有建物は賃貸マンションとして賃貸しているが、住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、被申請人側の騒音がひどく、申請人自身で防音対策を行っても賃借人から騒音被害の訴えがやまない、(3)賃借人募集にあたり、成約・賃料について不利に働いている。よって、(1)被申請人は、申請人の居住周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること、(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、C駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。	3. 11. 2	調停打ち切り	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
16	東京都令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件	2. 3. 2	東京都住民2人	金属製品製造会社	(1)申請人らは、被申請人の工場の隣地に住んでおり、申請人宅と被申請人工場建物の間はわずか91cmと至近である、(2)申請人らは、被申請人の工場から発生する騒音・低周波音により、不眠その他の体調不良が深刻になった。平成30年10月にはかなり明確に低周波音と振動を感じるようになった。同年11月頃から、申請人Aは病院で薬を処方されているが、日中の仕事に支障をきたすほどの眠気が残るため、令和元年9月7日を最後にやむを得ず服用を控えている。(3)申請人Bは、抑うつ状態、睡眠障害と診断されており、現在も服薬している。(4)区から貸し出しを受けた騒音計で、令和元年10月～11月に測定を行ったところでは、騒音規制基準を超えていなかったものの、低周波音と思われる音も含めて、適切有効な対策を実現するためには、専門の方の測定を踏まえた原因究明と、効果の予測を踏ま	4. 3. 29	調停打ち切り	調停委員会は、12回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						えた対策をする必要がある。よって、(1)被申請人が騒音規制基準を超える騒音を申請人との敷地境界・申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の遵守が困難な場合は、夜間の作業を自粛すること、(2)被申請人が低周波音の発生源を確認し、低周波音による物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値以下で、又は申請人らに苦痛を与えないように、体感調査に基づく適切な対策をとり、申請人の睡眠に差し支えないようにすること、(3)被申請人の工場操業にともなって申請人宅の建物や建具類等を振動させないように対策をとること。			
17	東京都令和2年(調)第2号事件	工事一時中断、粉じん等防止措置請求事件	2. 5. 27	農業法人	建設会社	申請人は水耕栽培を用いて果実栽培や同栽培用施設の販売等の事業を行っているところ、中央新幹線(リニア新幹線)の非常口新設工事がその隣接地で行われ、申請人の事業に壊滅的な影響を生じていることから、話し合いによりその早急な解決を求める。よって、被申請人は、工事を一時中断し、申請人の事業に配慮した対応(粉じん・騒音・振動の防止)を行うこと。	4. 3. 15	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
18	東京都令和2年(調)第3号事件	物流倉庫からの騒音防止請求事件	2. 10. 1	東京都住民2人	物流会社	被申請人事業地の倉庫及び隣接する駐車場から発生する騒音のため、慢性的な睡眠不足を始め、血圧の上昇、動悸等の被害を受けているため。よって、(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の倉庫と隣接する駐車場からの騒音を東京都が定める騒音に係る規制基準値以下に低減すること、(2)被申請人は、倉庫と隣接する駐車場での操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、(3)上記の処置をとらない場合、被申請人は、倉庫と隣接する駐車場を現在地から移転すること。	3. 7. 15	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	東京都令和3年(調)第1号事件	公園からの騒音防止請求事件	3. 2. 25	東京都住民1人	市(代表者市長)	令和2年3月頃(新型コロナウイルス感染症の発現以来)より、A公園利用者数の急増及び利用状況の変化により発生した騒音について、被申請人へ対策を依頼したにもかかわらず根本的解消につながる対策がなされず、在宅勤務への支障、日常生活における精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、A公園において、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第136条別表第13日常生活等に適用する規制基準以上の騒音が発生しないよう、①騒音計の設置、②公園内での小学生以上の球技の禁止、③公園を利用する親子に対し騒音軽減につながる啓発などの対策を実施すること(2)市民のワークショップを経て作成されたA公園基本プランに沿った公園の運営・整備を実施すること。	3. 11. 29	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
20	東京都令和3年(調)第2号事件	公園内パーベキューサイト運用再開差止請求事件	3. 3. 1	東京都住民1人	野外レクリエーション企画運営会社(代表者区長)	煙と悪臭のため日常生活に支障を来している。また、同被害のために申請人所有のマンション入居者が退去することにより損害が生じる恐れがある。よって、被申請人は、A公園内のパーベキューサイトの運用再開を行わないこと。	4. 2. 15	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
21	東京都令和3年(調)第3号事件	住居設備等からの低周波騒音低減請求事件	3. 3. 12	東京都住民2人	独立行政法人	申請人らは、被申請人の賃貸住宅である住所地に入居して以来、低周波騒音のために下から突き上げるような振動を感じ、手足の痺れ、痙攣、不眠、目まい、吐き気、イライラ感等の被害を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人らによる低周波騒音調査に協力して、被申請人の賃貸住宅Aの設備ないし住戸からの低周波騒音を低減すること、(2)被申請人は、申請人らによる低周波騒音調査に協力するに際しては、調査対象設備の開錠及び電源のオンオフを行い、測定機器の設置を認めること。			
22	東京都令和3年(調)第4号事件	地下鉄駅換気塔からの騒音低減請求事件	3. 4. 6	東京都住民1人	東京都(代表者公営企業管理者)	申請人は、令和2年10月頃から入眠時に低周波騒音を感じるようになり、眠りにつき難くなったため。よって、(1)地下鉄A駅換気塔からの騒音(低周波騒音)を低減すること。(2)夜間(就寝時)の風量を少なくするなど、騒音(低周波騒音)を入眠の妨げにならない程度に軽減すること。	3. 4. 20	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
23	東京都令和3年(調)第5号事件(令和3年(調)第2号事件への参加)	公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件	3. 4. 14	東京都住民163人	野外レクリエーション企画運営会社区(代表者区長)	A公園周辺住民として、公園内バーベキューサイト運用による煙と悪臭や喧噪などのため、静穏な日常生活が乱されることは大変苦痛である。また、A公園利用者として、近隣住民に限らず子どもやお年寄りまで多くの区民が広い空間と樹木や草花を求め利用する公園で、煙や悪臭、喧噪などの環境悪化をもたらすバーベキューを行うことは大変苦痛であり、区民生活の質の低下を招くため。よって、被申請人は、A公園内のバーベキューサイトの運用再開を行わないこと。	4. 2. 15	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
24	東京都令和3年(調)第6号事件(令和3年(調)第2号事件の分離)	公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件	3. 6. 18	東京都住民1人	野外レクリエーション企画運営会社	煙と悪臭のため日常生活に支障を来している。また、同被害のために申請人所有のマンション入居者が退去することにより損害が生じる恐れがある。よって、被申請人は、A公園内のバーベキューサイトの運用再開を行わないこと。	3. 6. 18	調停をしない	調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと判断し、調停をしないものとし、本件は終結した。
25	東京都令和3年(調)第7号事件	飲食店からの騒音防止請求事件	3. 8. 23	東京都住民1人	東京都住民1人	被申請人の店舗から発生する騒音のため、睡眠障害、抑うつ状態を発症しているため。よって、(1)被申請人は、経営する店舗の営業時間を下記とすること。①緊急事態宣言下：営業を行わない(東京都の要請に応じた営業)②まん延防止等重点措置下：20時までの営業(東京都の要請に応じた営業)③上記以外：24時までの営業。ただし、23時以降はカラオケを禁止し、かつ、23時以前も音が外に漏れないように対策を講じない限りカラオケを禁止する。(2)被申請人は、店舗ドア及び換気扇に防音設備を設置し、店舗からの騒音を低減すること。(3)申請人の自宅に向いている店舗内スピーカーの向きを別の方向に変更し騒音を低減すること。(4)店舗ドアを開いたまま飲食物やカラオケサービスの提供を行うことを止め、営業中は店舗のドアを閉め、騒音を低減すること。(5)店を出た客に、店を出た後は外で話さず静かに帰るよう促し、また、被申請人自身も外や店のドアを開けたまま客と大声で話すことをせず、見送りの際も静かに速やかに店舗に戻るようにし、騒音を低減すること。(6)店舗外に出て携帯電話で話をする客に対し、周りが住宅街である			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						ことから、大声での電話や長電話を控えるように促し、騒音を低減すること。(7)被申請人自身が、たばこのポイ捨てをしないだけでなく、客にもたばこのポイ捨てをさせないように対策を講じること。(8)営業終了後の片付けはドアを閉め、かつ、酒の空き瓶の片づけを屋外で行う場合は翌日に行うことで夜間の騒音を低減すること。			
26	東京都令和3年(調)第8号事件	清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件	3. 9. 16	東京都住民714人	一部事務組合	被申請人は、建て替えのためA清掃工場の解体を令和4年度から開始する予定である。解体工事により、健康や生活に被害を及ぼすような騒音、振動、粉じんが発生するおそれがあることから、申請人らは、全覆い仮設テントを設置することや、静的破碎工法を採用することを求めてきたが、被申請人は、いずれの対応も採ることを約束しないまま工事を行おうとしているため。よって、(1)被申請人は、A清掃工場の解体に当たり、全覆いの仮設テントをかけて行うこと。(2)被申請人は、A清掃工場の解体に当たり、静的破碎工法を採用して行うこと。(3)上記措置を採らない限り、被申請人は、解体工事を行わないこと。			
27	東京都令和3年(調)第9号事件	鉄道走行による騒音・振動低減請求事件	3. 12. 9	東京都住民2人	鉄道会社	(1)被申請人は、ダイヤ改正により快速特急を増便させたところ、快速特急通過時の騒音及び振動が増大し、睡眠障害等の被害を受けている。また、テレビや音楽の視聴、テレワーク等にも支障が生じている。(2)申請人は、賃貸マンション経営をしているが、騒音のため住人が退去し、新たな入居者が決まらないという経済的被害もある。(3)申請人ら住所地は、駅近くという立地を考慮しても快速特急の通過する騒音、振動は非常に耳障りで心身に多大な悪影響を及ぼすものである。よって、(1)被申請人は、A駅から申請人宅までの区間及び申請人宅から南側200mの区間について、走行速度を時速80km以下とすること。(2)被申請人は、防音壁の設置や消音バラストを撤くなどして騒音及び振動を低減すること。			
28	東京都令和4年(調)第1号事件(令和3年(調)第8号事件への参加)	清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件	4. 2. 10	東京都住民66人	一部事務組合	被申請人は、建て替えのためA清掃工場の解体を令和4年度から開始する予定である。解体工事により、健康や生活に被害を及ぼすような騒音、振動、粉じんが発生するおそれがあることから、申請人らは、全覆い仮設テントを設置することや、静的破碎工法を採用することを求めてきたが、被申請人は、いずれの対応も採ることを約束しないまま工事を行おうとしているため。よって、(1)被申請人は、A清掃工場の解体に当たり、全覆いの仮設テントをかけて行うこと。(2)被申請人は、A清掃工場の解体に当たり、静的破碎工法を採用して行うこと。(3)上記措置を採らない限り、被申請人は、解体工事を行わないこと。			
29	神奈川県令和3年(調)第1号事件	近隣事業所からの騒音防止等請求事件	3. 1. 26	神奈川県住民2人	ダイレクトメール発送代行業者	被申請人活動地において、特に朝5時から夜9時までの間発生するフォークリフトのエンジン音やパレットの運搬移動音などの騒音により通常の生活に支障を来たしており、安眠妨害、精神不安定の症状が発生しているため。よって、被申請人は、(1)騒音対策として、東側ロシャッターの開放による騒音、フォークリフトのエンジン音・駆動音、搬出入による車両エンジン音、パレットの運搬による際の移動音、東側作業場	3. 6. 28	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						各階の窓開放により漏れる機械音、東側搬出入口による搬出入の際の段差プレートの金属音、東側ベランダより人の大声の会話音等の迷惑行為の騒音対策を講じること、 (2)近隣住人の安全確保、迷惑駐車による通行全般の妨げ行為、他人の敷地内で方向転換を行う行為等の交通安全対策を講じること。			
30	神奈川県 令和3年 (調)第2 号事件	隣家からの低周波音防止請求事件	3. 3. 15	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	被申請人数地内の家庭用省エネ給湯器の低周波音により申請人が体調不良、睡眠障害となっているため。よって、被申請人は、敷地内の家庭用省エネ給湯器を申請人への低周波音の影響がない場所へ移設若しくは停止して低周波音をなくすこと。	3. 7. 15	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
31	神奈川県 令和3年 (調)第3 号事件	マンション借室電気室からの騒音防止請求事件	3. 9. 2	神奈川県 住民1人	送配電事業会社	申請人は、変電設備からの音により睡眠が妨害され、心身に多大な悪影響があるため。よって、(1)変電設備を箱型のパットマウントへ変更すること。(2)(1)の変更までの間、変電設備の音の低減化を図るため、遮音材の交換、防振マットを設置するなど対策を講じること。	4. 3. 17	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
32	神奈川県 令和3年 (調)第4 号事件	集合住宅建築工事の騒音防止請求事件	3. 10. 29	神奈川県 住民2人	建設会社	令和3年7月から同年12月の予定での集合住宅2棟の新築工事の騒音・振動がひどいが、被申請人は効果的な対策を実施せず、申請人の相談に誠意ある対応がないため。よって、被申請人は申請人自宅隣地での集合住宅建築工事において防音パネルなど効果のある騒音対策を講じること。	4. 1. 19	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
33	神奈川県 令和4年 (調)第1 号事件	悪臭発生源非該当確認等請求事件	4. 3. 1	神奈川県 住民2人	神奈川県 住民2人	申請人は被申請人からの虚偽の悪臭騒ぎに関し、令和2年8月から現在まで極めて甚大な精神的苦痛を受け続けていることから、何とか被申請人の悪臭の虚偽の発言被害を食い止めることを願っているため。よって、(1)被申請人が主張する悪臭は、申請人が発生源でないことを確認する。(2)被申請人は、第三者に対し、申請人が悪臭を出している旨の発言をしてはならない。(3)被申請人は、申請人に対し、被申請人が主張する悪臭を原因とする申請人宅への訪問及び申請人等の職場への訪問をしてはならない。(4)被申請人は、申請人宅に対して、扇風機による送風及びカメラによる盗撮を行ってはならない。			
34	石川県 令和3年 (調)第1 号事件	公衆浴場からの大気汚染等被害防止請求事件	3. 12. 27	石川県 住民1人	石川県 住民1人	(1)被申請人公衆浴場の煙突から排出される ^{はいじん} 煤塵が、申請人住所地の敷地（屋根や車庫に駐車する自家用車）に落下することがあり、申請人は、その都度掃除、洗浄を行っている状態で、不快やストレスを感じて生活被害が生じているため。(2)公衆浴場の煙突から発生する強い臭気は、申請人が自宅窓を開けていると部屋に入ってくることもある。よって、申請人は自宅の窓を解放できず、日常生活に制限を受けていることで、不快やストレスを感じ、生活妨害を受けているため。(3)公衆浴場の利用者の車両が、駐車場で駐停車中に、長時間エンジンが切らないことがあり、その時間が20分を			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						超えたケースもある。申請人が自宅の窓を閉めていても、テレビの視聴、音楽鑑賞、読書などに支障を来す状態にあり、精神的、肉体的に苦痛を受けており被害が生じているため。よって、(1)被申請人は、経営している公衆浴場の煙突から排出される煤塵及び悪臭を低減するために、ボイラーの使用燃料をガスや灯油、電力のいずれかに転換すること。(2)被申請人は、(1)の燃料転換までの間、煤塵濃度が基準値以下に保たれるように燃焼装置や煙突の保守点検清掃管理を月1回以上行い、記録を保存し、A市や周辺住民から閲覧の要請があれば応じること。(3)被申請人は、公衆浴場の駐車場を利用する者が、駐停車中にエンジンを停止することを記載した掲示板を浴場正面壁に1か所以上と駐車場に2か所、計3か所以上設置すること。			
35	山梨県令和4年(調)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件	4. 1. 24	山梨県住民1人	食品販売会社	被申請人が経営する焼き栗屋において発生する騒音・悪臭により心身が疲弊している。これまでに直接申し立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、焼き栗機から発生する騒音(蒸気音・金属音)及び調理臭の軽減(調理方法の変更や防音壁等の設置)を行うこと。			
36	静岡県令和2年(調)第1号事件	茶工場からの粉じん被害防止請求事件	2. 3. 16	静岡県住民1人	茶製造会社	申請人は、被申請人の工場から発生する粉じん(茶の塵)がひどく、工場側の窓を開けることができない状態である。また、通常の掃除ではきれいにならず、専門の清掃業者に清掃を依頼しなくてはいけない状況である。よって、被申請人は、排気筒の向きを変えて茶の塵が申請人宅ではなく、被申請人宅に落ちるようにする等の対策を講じることにより、排出される茶の塵の量を1/3以下に減少させること。	3. 4. 7	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
37	静岡県令和3年(調)第1号事件	洗車場からの騒音被害防止請求事件	3. 4. 1	静岡県住民1人	石油製品販売会社	被申請人は洗車場を24時間営業で営んでおり、そこから発生する騒音により申請人は肉体的・精神的苦痛を受け、ストレス性障害を発症し、現在も症状は改善されていないため。よって、被申請人は、(1)大型掃除機の撤去・移動若しくは防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。(2)申請人宅との敷地境界線に高さ2m程度の防音壁を設置すること。(3)洗車機の防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。(4)大型掃除機について22時から翌7時までの稼働を停止させること。(5)実施した防音対策が十分でない場合、申請人宅に二重サッシを設置すること。(6)洗車場利用者に対し、ドア開閉音の低減等近隣への配慮を促す表示を実施すること。(7)洗車場照明設備に ^{ひさし} 庇等を設置し、 ^{ぼん} 防眩対策を実施すること。			
38	愛知県令和元年(調)第2号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	元. 5. 15	愛知県住民5人	愛知県住民3人	(1)被申請人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している、(2)被申請人のカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人は、防音措置を講じて、騒音を低減すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
39	愛知県令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 12. 10	愛知県住民1人	不動産関係者 建設会社 市(代表者市長)	(1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀の上、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベルでの残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。			
40	愛知県令和2年(調)第2号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	2. 12. 15	愛知県住民5人	愛知県住民1人	被申請人が所有する店舗兼住宅の賃借人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、各店舗の防音が不十分であること、各店舗それぞれでカラオケを利用した場合、更に音が増幅することによって、騒音がうるさくて困っている。また、A市による注意によっても抜本的に改善しないため、賃借人を被申請人として、令和元年5月に公害調停を申請したところ。しかし、賃借人では防音対策が十分には実施されないこと			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						から、建物の所有者に対し、責任を持って防音対策を講じてもらうため本申請を行った。よって、被申請人は、所有する申請人らの自宅に隣接する土地に建てられた2階建ての店舗兼住宅の3軒長屋に防音措置を講じて、騒音を低減すること。			
41	愛知県令和3年(調)第1号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	3. 4. 21	愛知県住民1人	建設会社	令和元年1月10日、A市とB建設を被申請人として、愛知県公害審査会に公害調停を申請(令和元年(調)第5号事件)したところ、建設系廃棄物については、元請業者が排出事業者責任を負うものであるから、元請業者の被申請人からの説明を受けなければ、建設発生土の流れの解明も調停合意を目指す話し合いもできないので、被申請人に対する調停を追加する次第である。よって、被申請人は、C市から請け負ったD保育園の移転改築工事から排出された建設残土のうち、本件土地に搬入された建設残土に相当する建設残土を撤去せよ。			
42	三重県令和2年(調)第2号事件	牛ふん等堆肥化事業処理施設からの水質汚濁等被害防止請求事件	2. 9. 18	三重県住民2人	農業協同組合 三重県(代表者知事)	被申請人A農業協同組合は、申請人所有の土地を賃借し行っている牛ふん等の堆肥化事業において、施設の処理能力を超えて牛ふんを持ち込み、野積みしたことにより、牛ふんを敷地内に散乱させ、雨水調整池に流入させて水質を汚濁させたことで、周囲の生活環境の保全に著しい支障を来したため。被申請人三重県は、被申請人A農業協同組合の廃棄物処理法違反行為に対し、しかるべき行政措置を講じる必要があるため。よって、(1)被申請人A農業協同組合は、申請人の所有地に飛散、散乱した牛ふん及び雨水調整池の汚濁水と底質土壌を撤去すること。(2)被申請人三重県は、以下の措置を採ること。(ア)雨水調整池の水質と底質の行政検査を行うこと。(イ)A農業協同組合に対し、雨水調整池の定期的な水質検査及び底質検査の実施と結果の報告を求めること。(ウ)雨水調整池の汚濁水と底質土壌が公共用水域に排出されることがないように、A農業協同組合に対し、廃棄物処理法に基づく改善命令等を発出すること。	3. 6. 22	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
43	三重県令和3年(調)第1号事件	鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件	3. 10. 19	三重県住民1人	スクラップ処理会社	被申請人は、その事業活動により多大な金属音を発生させ、申請人を含む近隣住民に精神的苦痛を与えているため。よって、被申請人は、金属の取り扱い時に発生する騒音の音量を下げること。			
44	滋賀県令和3年(調)第1号事件	クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 8. 4	滋賀県住民1人	クリーニング会社	被申請人はクリーニング業を営んでおり、そこから発生する騒音及び低周波音により、申請人は、心理的・感覚的被害及び健康被害を受けているため。よって、(1)被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。(2)被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。			
45	滋賀県令和4年(調)第1号事件	エアコン室外機ユニットからの騒音被害防止請求事件	4. 1. 18	滋賀県住民1人	滋賀県住民1人	申請人は、被申請人が設置したエアコンの室外機ユニットから発生する騒音による被害を受けている。よって、被申請人は、エアコンの室外機ユニットからの騒音が軽減されるよう、申請人の自宅の寝室から10 m以上離れた場所にこれを移設すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
46	京都府令和2年(調)第1号事件	発電所からの悪臭・騒音被害防止請求事件	2. 7. 30	京都府住民107人	発電会社市(代表者市長)	被申請人発電会社Aの設置・運営する発電所からの悪臭及び騒音により健康や生活環境に被害が生じているため。本件発電所からのばい煙及び低周波音による健康被害の可能性があるため。発電の燃料生産に伴う環境破壊やライフサイクル全体での温室効果ガス排出量等の問題があるため。また、被申請人B市には、地方自治体として担うべき役割があるため。よって、(1)被申請人発電会社Aは、本件発電所から発生する臭気について、敷地境界において臭気指数10以下、かつ、排気口において臭気指数27以下になるように対策を講ずること、(2)被申請人発電会社Aは、本件発電所から発生する騒音について、夜間において、発電所外壁すぐ外の地点で最大50db以下になるように対策を講ずること、(3)被申請人発電会社Aは、本件発電所の燃料調達において、経済産業省ガイドラインに従った認証を取得した燃料以外の燃料を使用しないこと、(4)被申請人B市は、本件発電所から発生する臭気・騒音が、上記(1)(2)の基準以下に抑えられるような措置を講じる条例を制定するなどの適切な措置を講ずること、(5)被申請人B市は、本件発電所から発生する臭気・騒音につき、継続的に適切な測定を行うこと、(6)被申請人らは、本件発電所から発生する低周波音及びばい煙につき、継続的に適切な測定を行った上、被申請人発電会社Aにおいて、適切な対策を講ずること、(7)被申請人発電会社Aは、申請人各人に対し、本件発電所稼働中に受けた被害に対する損害賠償として相当額の金員を支払うこと、(8)被申請人発電会社Aは、本件発電所を再稼働させた場合には、申請人各人に対し、上記(1)(2)(6)記載の対策が講じられるに至るまで、1月当たり相当額の金員を支払うこと。			
47	京都府令和3年(調)第1号事件	寺院からの騒音防止請求事件	3. 11. 11	京都府住民1人	宗教法人学校法人	(1)防音設備が不十分である堂から発生している騒音により生活上支障を来し、かつ近隣住民の静謐を乱すことが著しいため。(2)長年にわたって騒音への対応を求めてきたが明確な状況の説明、対応が一切なされていないため。(3)行政指導の権限を有するA市の担当課から、特定施設以外の騒音対応はしないとの回答がなされたため。よって、(1)被申請人宗教法人Bは本件堂において音量を発生させる場合、敷地境界線において建築基準法で定める第一種低層住居専用地域での環境基準を超えないよう、堂について防音設備を設置されたい。(2)被申請人宗教法人B及び学校法人Cは、上記防音設備設置までの間、堂を利用した活動において、環境基準を超えないよう具体的な措置を講じられたい。			
48	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長)高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
49	大阪府令和元年(調)第6号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	元. 12. 13	大阪府住民1人	大阪府住民1人 電気通信機器製造販売会社	申請人は40年前から住所地に居住している。平成29年12月に被申請人が申請人の隣地に自宅を新築し、平成30年7月に被申請人企業製の18畳エアコン室外機を設置した。申請人はエアコン室外機の低周波により、不眠、頭痛、圧迫感などの体調不良が生じたため、平成30年12月から自己所有貸家へ避難した。本年4月に自宅に戻り被申請人に対し、エアコン室外機の小型化を要望したが聞き入れてもらえず、被申請人から苦情はメーカーに言って欲しいと言われた。申請人は、エアコン室外機の低周波に耐え切れず、本年6月からワンルームに避難した。被申請人に対し、エアコン室外機による低周波の被害対策を実施するよう、また、避難に要した費用の支払いを求める。よって、(1)被申請人は申請人に対し、エアコン室外機による低周波の被害対策(小型2台への交換など)を実施しなければならない、(2)被申請人は連帯して、申請人が避難のため支出した費用を支払わなければならない。	3. 4. 12	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
50	大阪府令和2年(調)第2号事件 (平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民4人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
51	大阪府令和2年(調)第4号事件 (平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 7. 17	大阪府住民1人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
52	大阪府令和2年(調)第5号事件	球技施設から生じる騒音振動被害防止請求事件	2. 8. 26	大阪府住民4人	社団法人	申請人らは共同住宅に居住しており、うち1人は所有者である。被申請人の営業する球技施設から発生するボールの音や利用者が騒ぐ声などの騒音及び振動により生活に支障を来している。申請人らは被申請人に対し数回にわたり苦情を申し入れたが改善されず、本件調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、建物において令和2年8月17日から行った工事の詳細な内容を明らかにすること。(2)被申請人は、同建物で球技施設の営業を行うに当たり、当該営業によって生ずる騒音及び振動を申請人の受忍限度にとどめるための必要な措置(上記(1)工事による騒音及び振動の低減の効果測定、その測定結果を踏まえた追加工事、営業時間の限定等)を講じること。	3. 8. 23	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
53	大阪府令和2年(調)第6号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	2. 9. 3	大阪府住民1人	水産物加工会社	平成31年4月頃より、申請人は被申請人工場の室外機の騒音により眠れない状態が続くようになった。このため、被申請人や市に苦情を申し立てたが改善されず、令和2年4月に工場に新たに大きな機器が取り付けられてからは、より一層騒音が大きくなり不整脈が生じるなど事態は深刻化している。本件騒音問題の解決とこれまでの苦痛等の損害の回復を求め、申請に及んだもの	3. 12. 20	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						である。よって、(1)被申請人は低周波音を発生させないよう、防音壁の設置、機械の移動、機械の入替等相当な対策を講じなければならない。(2)上記措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、加工場を移転しなければならない。(3)被申請人は、申請人に対し、金130万2,330円を支払うことを求める。			
54	大阪府令和2年(調)第7号事件	建設工事騒音振動等被害防止請求事件	2. 9. 9	マンション管理組合	建設会社	申請人は、マンション管理組合の理事長である。被申請人は、申請人のマンションの東隣に8階建てのマンションの建設工事を開始している。申請人側マンションの住民は住環境悪化を懸念しており、被申請人は工事開始前に申請人側マンションの住民に対して説明会を開催し、その後も一定の交渉を行ったが、双方の主張に隔りがあり、懸念が解消されないことから本調停に及んだ。よって、(1)被申請人は、マンション建設工事中の騒音及び振動を軽減する措置をとらなければならない。(2)被申請人は、工場完成後に発生する可能性のある騒音について、これを軽減する措置を採らなければならない。(3)被申請人は、マンション屋上に設置する排気管の設置箇所・個数・形状について明らかにするとともに、その臭気が申請人側のマンションへ流入しないための措置をとらなければならない。(4)被申請人は、マンション建設による日照影響について調査を行い、日照時間の短縮による住環境の悪化を軽減する措置を採らなければならない。	3. 8. 10	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
55	大阪府令和2年(調)第8号事件	集合住宅騒音被害防止請求事件	2. 11. 24	大阪府住民3人	大阪府住民2人	申請人らは集合住宅の住民であり、被申請人は、申請人の上階に居住している。約1年前から、被申請人は椅子を引く音、人が飛び跳ねる振動等を深夜に及ぶまで発している。そのため、申請人はマンション管理組合を交えた被申請人との協議や、A警察署への通報を行ったが、一向に改善が見られなかったため本調停に及んだ。よって、(1)被申請人は、騒音について防音措置を講ずるなどの対策を講じなければならない。(2)被申請人は、重量衝撃音について軽減する措置を講じなければならない。(3)被申請人は、午後8時から午前7時まで防音装置を講じなければならない。	3. 7. 28	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
56	大阪府令和3年(調)第1号事件	粉じん被害防止請求事件	3. 1. 4	大阪府住民1人 倉庫会社	建材販売会社	遅くとも5年ほど前から、被申請人が管理する砂等が、申請人が所有・共有する土地に飛散し、申請人が所有又は管理するソーラーパネルの汚損及び発電量の低下や建物・自動車・貨物の汚損等の被害が生じている。これまで申請人から被申請人に対し防塵柵の設置や損害賠償等を求めてきたが、解決が困難と思料したため、本件調停申請に及んだものである。よって、(1)被申請人は、被申請人が管理する砂等について、防塵柵を設置するなどの対策を講じなければならない。(2)上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。(3)被申請人は、申請人に対し、金334万9,460円を支払わなければならない。	3. 8. 6	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
57	大阪府令和3年(調)第2号事件	小売店舗騒音振動被害	3. 3. 9	大阪府住民1人	小売業会社	申請人は集合住宅の住民であり、被申請人は、集合住宅の近隣で小売業を営む事業者である。平成29年頃から、昼夜を問わず被申請人店舗の屋上にある室外機から、ブーンブーンという音が聞こえ始めるようになったため、当時居住していた集合住宅から現住所に転居したが、転居の効果なく、以前同様の不快な音に悩まされ続けた。そのため、市の環境局に調査を依頼したが、被申請人が何ら対策を講じなかったことから本調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、屋上に設置している十数台の室外機及び1階荷受け場のダクト排出口から発生する騒音・振動について軽減するように防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない、(2)被申請人は、騒音・振動が引き起こす睡眠障害・ストレス障害がない日常生活を申請人が送れるように対策を講じなければならない。	3. 6. 16	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
58	大阪府令和3年(調)第3号事件	工場悪臭被害防止請求事件	3. 4. 27	金型製造会社	金属印刷加工会社	平成28年頃から申請人の工場内に悪臭が入り込むようになり、令和2年5月頃から次第に臭気が強くなったため、申請人が悪臭の発生源を調査したところ、被申請人の工場から臭気が来ていることが明らかになった。このため、被申請人に対し対策を求める申し入れを数回行ったが、改善が見られなかったためA市に苦情を申し出たところ、A市の調査で臭気指数が基準値を上回っていることが確認され、行政指導が行われた。しかし、その後も被申請人工場からの悪臭の発生が収まっていないため、被申請人に対策を求めるべく本調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、悪臭について、A市悪臭公害防止指導要綱を満たすよう脱臭装置を設置するなどの必要な対策を講じなければならない。(2)被申請人は、ホルムアルデヒドの排出について、申請人との敷地境界において、その濃度を0.1ppm以下になるよう必要な対策を講じなければならない。	3. 10. 20	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
59	大阪府令和3年(調)第4号事件	工場騒音振動被害事件	3. 11. 1	金属プレス製品製造会社	大阪府住民1人	申請人は住所地に所在する工場で50年来、金属プレス加工業を行っているが、平成29年頃に隣地に建売住宅が建設され、被申請人が居住するようになった。平成30年頃より被申請人から騒音振動に関する苦情を受けようになったため、申請人は騒音振動の軽減措置を講じるとともに、建売住宅業者も交えて話し合いを行った。しかし、話し合いの結果を盛り込んだ覚書を締結する段になって被申請人は署名押印を拒否し、その後も市担当課に苦情の申し入れを繰り返しているため、本調停に及んだものである。よって、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を求める。			
60	大阪府令和4年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害	4. 2. 16	大阪府住民1人	大阪府住民1人	令和元年4月、申請人宅の隣に被申請人宅が建設され、エアコンの室外機2台と家庭用ヒートポンプ給湯器が申請人宅寝室の横に設置された。被申請人宅の換気扇、エアコンの室外機、ヒートポンプから不定期に発生する音で眠れなくなり、またヒートポンプが強く作動する際の運転音により圧迫感等の不快な症状が出るようになった。そ			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						れを被申請人に伝えたが、何の対策も講じず、交渉を拒否する旨の手紙が投函され、決裂状態になったため、本調停に及んだものである。よって、家庭用ヒートポンプ給湯器の撤去を求める。			
61	兵庫県令和2年(調)第1号事件	養鶏場からの悪臭等被害防止請求事件	2. 5. 8	兵庫県住民4人	兵庫県住民1人	申請者らは被申請者の所有する養鶏施設及び鶏糞搬入地から生じる悪臭、騒音、水質汚染等により生活妨害、営農への支障を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人農地上の鶏舎を撤去すること。(2)農地上の鶏糞を撤去し同地上に新たな鶏糞を搬入しないこと。(3)農地上の鶏糞を撤去するまでの間、鶏舎及び鶏糞から生ずる臭気が環境基準値を超えない状態を確保するための設備を設置すること。(4)撤去するまでの間に生ずる臭気、騒音等の環境上の問題につき、申請人が設置し定期的に対策を協議する地区協議会に参加し、誠意をもって協議に応じることを求める。			
62	兵庫県令和3年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音被害防止請求事件	3. 4. 28	小売業会社	兵庫県住民1人	申請人が運営するコインランドリーの稼働音等による騒音により、被申請人が日々悩まされているとの相談があり、解決の方法を模索したが、当事者間では解決の糸口が見つからず、調停により状況の解決を望むため。よって、申請人の実現可能な範囲での解決策で、被申請人との合意を得ること。			
63	兵庫県令和3年(調)第2号事件	解体工事にかかる騒音等防止対策請求事件	3. 11. 4	兵庫県住民5人	不動産会社	解体工事に伴う騒音・粉塵により生活上の支障があるため。よって、(1)本件建物解体工事現場からの騒音拡散・粉塵飛散を軽減すること。(2)日・祝日の他、土曜日に本件建物解体工事を行わないこと。			
64	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
65	和歌山県令和4年(調)第1号事件	クリーニング工場からの悪臭被害防止請求事件	4. 1. 13	和歌山県住民1人	和歌山県住民1人 クリーニング会社	申請人は平成9年から現住所に住まいしており、被申請人らの工場を発生源とするテトラクロロエチレンによる悪臭に悩まされており、申請人は健康被害を受けている。令和2年6月には労働基準監督署、A市保健所及び環境政策課が調査に入ったが、改善は見られず、その後も悪臭被害は続いているため、公害調停の申請を行うもの。よって、被申請人らは(1)テトラクロロエチレンやその蒸気を工場外に排出させないように相当な設備を設置すること、(2)作業環境測定記録及びその評価記録並びに作業記録を全て開示すること、(3)申立人に対し、連帯して金500万円を支払うこと。			
66	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされないでいる。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
67	広島県令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公害防止請求事件	元. 12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	次期一般廃棄物最終処分場「A埋立地」の整備が進められているが、設計及び施工等に問題があると考えられる。よって、被申請人は、広島県民の水がめであるB川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のC市一般廃棄物最終処分場「A埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、かつ、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
68	広島県令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	2. 1. 14	酒類販売会社	鉄鋼会社	被申請人の製鉄所が鉍質物の粉じんを外部に飛散させたことによって、大気の汚染が生じ、これによって、申請人の設置した太陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パネルの機能低下及び売電収入の減少という被害が生じた。よって、被申請人は、申請人に対し、833万3,000円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。			
69	広島県令和3年(調)第1号事件	金属製品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	3. 9. 21	広島県住民1人 仏壇製造会社 木材加工会社	金属加工会社	被申請人の事業活動による上記被害発生地域での硫黄のような強い匂いにより、頭痛、吐き気、食欲不振、鬱症状が発症し、仕事や生活に支障が出ているため。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、悪臭による被害が生じないよう、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。(2)被申請人は、申請人らに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。			
70	福岡県令和2年(調)第2号事件	菓子工場からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 16	福岡県住民2人	菓子製造会社	平成17年に申請人等が被申請人に対し、工場及び低温倉庫の騒音対策を要求した結果、対策を行い問題のない状況であった。しかし、昨年3月頃から騒音によるストレスを感じるようになり、市への相談や音源の調査の結果、低温倉庫の送風機等によるものと判明した。また、工場西側の空調室外機等の騒音も感じるようになった。低周波による家屋の共振のように感じる騒音であるため、簡単には防音対策を施すことができない。24時間稼働しているため、深夜に目覚めたり、眠れなかったりする等、毎日のストレスにより心身症のようになった。よって、被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、以下のとおり対策を講じること。(1)低温倉庫：24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること、(2)事務所及び工場：騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
71	福岡県令和2年(調)第3号事件	テニスコートからの騒音被害防止請求事件	2. 10. 12	福岡県住民1人	福岡県住民1人 食品製造販売会社 テニスコラブ運営会社	申請人は、令和元年10月1日の本件テニスコラブの営業開始後、本件テニスコートを使用してテニスをする人のラリーやスマッシュ時の掛け声やテニスボールの打撃音等に悩まされてきた。テニスコートは、申請人の住居に隣接しており、申請人住居の間等方向の窓の方向にある。本件テニスコート使用による騒音は、申請人宅の屋内において45dB、場合によっては55dBを超えることが頻繁にある状況であり、環境基準及び中央環境審議会の定めた騒音影響に関する屋内指針の定められた趣旨を踏まえれば、受忍限度を超えていると認められる。また、被申請人A及び被申請人Bは、申請人の苦情を知っており、被申請人Cに対し必要な調査を行い、受忍限度を超える騒音被害や光害発生を防止させる等の対応をとらせる義務を負いながら、何ら対応することなく本件テニスコートの使用を許し、申請人の精神的損害の発生を防止しなかったものであり、申請人に対し、連帯して不法行為に基づく損害賠償責任を負担する。よって(1)被申請人は、申請人に対し、連帯して、金240万円及びこれに対する令和元年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(2)本件テニスコートの使用によって、申請人宅の敷地境界に、毎日午前6時から午前8時までの間は50dBを、同午前8時から午後7時までの間は55dBを、同午後7時から午後10時までの間は55dBを、同午後10時から翌日午前6時までの間は45dBを、それぞれ超える騒音を到達させてはならないこと、(3)本調停申立て日の翌日から前項の行為がなくなるまでの間、各月末日限り1か月当たり20万円の割合による金員及びこれに対する当該月の翌月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うこと、(4)本件テニスコートの夜間照明の光線が直接申請人宅に到達しないような遮光工事を行うこと。	3. 6. 22	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
72	福岡県令和3年(調)第1号事件	ガス衣類乾燥機からの騒音等被害防止請求事件	3. 2. 24	福岡県住民1人	福岡県住民1人	ガス衣類乾燥機により排出される音と臭いが、昼間に菜園で作業するとき不快であり、夜中にその排出音で目が覚めて安眠できない。また、夜中に家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音で目が覚めて安眠できない。よって、被申請人は、(1)被申請人宅のガス衣類乾燥機により申請人の敷地に向かって排出される「音と臭い」の軽減(2)被申請人宅の家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音の軽減を行うこと。	3. 11. 16	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
73	福岡県令和3年(調)第2号事件	クリーニング工場からの騒音被害防止請求事件	3. 5. 24	福岡県住民1人	クリーニング会社	(1)申請人は、本件工場の騒音により、精神的苦痛を受けている。(2)具体的には、申請人宅での会話や電話、テレビの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障を生じている。(3)その結果、申請人は、不眠症になり、その症状が悪化したため、令和3年3月より、睡眠導入剤の処方を受けている状況である。よって、(1)被申請人は、本件工場から出る音について、55デシベルを超える音量を発生させない。(2)被申請人は、本件工場の操業日を毎週月曜から金曜まで、操業時間を午前9時から午後5時までとする。(3)前二項に被申請人が違反した場合、被申請人は、申請人に対し1回(同日の複数の違反については1回とみな			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						す。)の違反につき、金3万円を支払う。 (4)被申請人は、申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払う。			
74	佐賀県令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・振動被害防止請求事件	2. 7. 6	佐賀県住民1人	包装資材製造販売会社	申請人は、道を挟んだ隣地にある工場からの騒音・振動によるストレス・睡眠障害により心身の健康被害を受けているため。よって、被申請人は、工場移転又は工場全改修などの対策を取り、騒音・振動が外に漏れないようにすること。また、これまでの騒音・振動による心身の苦痛に対し、弁償すること。	3. 10. 19	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
75	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元. 11. 29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	申請人自宅付近の民宿について、平成24年頃に経営者が変わってから、設置してあるモーターやボイラー等から騒音が発生し始めた。当該騒音により、申請人は平成25年頃から体調不良(睡眠障害、頭痛)が続いている。よって、(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、(2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、(3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、(4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、(5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。			
76	熊本県令和3年(調)第1号事件	農業用ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	3. 4. 7	熊本県住民1人	熊本県住民1人 農業関連団体	被申請人Aが管理する農業用ビニールハウス内の暖房機(被申請人Bが被申請人Aへ貸与)から発生する騒音により、申請人が精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人Aは、自身が管理する農業用ビニールハウスのうち申請人宅側と近接する部分について、土地境界線から南東方向へ5メートル以上離すこと。(2)被申請人Aは、自身が管理する農業用ビニールハウス内で使用している暖房機について、現在の設置場所から10メートル以上南東方向へ移動させること。(3)被申請人Bは、(2)の暖房機に起因する騒音の被害を継続及び拡大させないように、被申請人Aに対し助言及び指導を行うこと。			
77	大分県令和2年(調)第1号事件	発電施設からの粉じん被害防止請求事件	2. 11. 6	大分県住民1人	バイオマス発電会社	申請人は32年ほど前から自動車の板金・塗装業を営んでいるが、被申請人の発電施設へ搬入される木質チップから木くず等が飛散し、塗装したばかりの自動車の表面に付着することにより、事業に支障を来しているため。また、木くず等を吸い込むことによる健康被害をもたらす可能性があるため。よって、被申請人に、(1)非金銭的請求：被申請人が木くず等の飛散防止の抜本的対策をとること、(2)金銭的請求：損害賠償143万4,375円、慰謝料相当額、弁護士費用10万円、将来の補償478万1,250円、(3)上記(1)(非金銭的請求)がかなわず申請人がやむを得ず立ち退くこととなった場合：立退料相当額を要求する。	3. 10. 13	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。